

人 愛 幸せを求めて ⑮

2003~2012
国連識字の10年

すべての人々に教育を

外国人の人権

国際理解の促進について考えてみましょう

わが国は本格的な国際化社会を迎え、三原市においても本年3月末現在の外国人登録者数は32か国1,111人となっています。今後も就労や就学などに伴う外国人が増加していくと予想されます。

外国人が地域で暮らしていくうえで、言語や文化などの違いから、周囲の人とうまく意思疎通がはかれないこともあります。ごみの処理方法にみられるように、生活習慣の違いが原因で戸惑うこともあります。

そのため市では、ごみ出しパレット（英語・ポルトガル語・中国語・韓国語）を作成して、少しでも早く、地域になじんで生活していくことができるよう支援しています。

また県においても、地域で暮らしやすく、活躍できる環境づくりを進めるため、(財)ひろしま国際センターを拠点とした外

国人相談窓口を開設しています。

今後、ますます国際化が進むなかで、まず異なる文化や習慣などへの理解を深め合うことが大切です。私たち一人ひとりが、国籍や民族を問わず、すべての人が同じ人間として尊重しあい、ともに支えあって生きていける社会の実現をめざしましょう。

外国人相談窓口

(財)ひろしま国際センター

(フリーダイヤル

0120・783・806)

(人権啓発広報編集委員会)

人権相談

人権侵害や差別などで悩んでいる人は、人権相談員に相談してください。

とき 毎週月～金曜日(祝日を除く)
9時30分～16時15分

ところ 人権文化センター(長谷町)
問い合わせ先 人権文化センター
(☎0848⑥1111 ⑩0848⑥1112)

人権標語

(小学5年生の作品)

なくそうよ 差別いしきのある心

うまい話にご注意!!



14

消費生活相談

《相談内容》

レンタルビデオ会員証を紛失しましたが、届けを出していませんでした。その後レンタル店から、ビデオを返却するように、督促がありました。探しても出てこなかったのですが、そのままにしてみました。このたび債権回収業者から、借りた覚えのないビデオ代金と延滞金合計7万円を請求する通知がきました。支払わないといけませんか。

《アドバイス》

会員証の管理は、契約者自身にあり、紛失届を出していなかったことなど相談者に責任があると認められるため、支払いを拒否することは困難です。

ただし、レンタル店から「債権を譲渡した」という通知を受けていなければ、債権回収業者からの請求に応じる必要はなく、レンタル店に対して正当な損害金を支払うこ

レンタルビデオ会員証を紛失し、高額な請求をされた!

となりません。レンタル店が請求できるのは、「平均的な損害の額を超えない金額」(消費者契約法)と考えられます。判例などからビデオ本体の価格に加え、新しいビデオを購入するまでに必要とされる日数(2週間から1か月程度)に見合うレンタル料を上限に、自主交渉するよう助言しました。

会員になるときは、規約をよく読み、延滞・紛失時の取り決めを確認しましょう。会員証を紛失したら、すぐ店に届けましょう。

消費生活相談室

☎0848⑥6410

とき 土・日曜日、祝日を

除く 月～金曜日
10時～12時、13時

～16時

ところ 市役所本庁(5階)

今月の消費生活巡回相談

9日(金)14時～16時 本郷支所
30日(金)14時～16時

久井保健福祉センター

問い合わせ先 商工振興課

(☎0848⑥6072

⑩0848⑥4103)